

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	19	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が緊急輸送道路の防災上重要な道路や交通安全上の課題がある生活道路等で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の特例措置。 ・ 特例措置の内容 上記設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置 課税標準を4年間2/3に軽減 （ただし、道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域は課税標準を4年間1/2に軽減） ・ 要望の内容 対象について、交通安全上の課題がある道路等（バリアフリー生活関連経路、通学路など）を追加【拡充】 適用期間について、平成31年度～平成33年度に延長【延長】 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法附則第15条第41項 地方税法施行令附則第11条第39項及び第40項 地方税法施行規則附則第6条第70項及び第71項 		
減収見込額	[初年度] 0 (▲739.7) [平年度] ▲369.9 (▲931.5) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の防災性の向上、安全で快適な交通空間の確保、良好な景観の形成や観光振興を目的に計画的に無電柱化に取り組んできたところである。 ・ 一方、災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路から道路法第37条に基づく電柱の占用制限を行うとともに、平成30年3月に道路法が改正され交通安全上の課題がある生活道路等についても電柱の占用制限を行う規定が追加されたところである。 ・ このような道路において、電線管理者の負担を軽減させることにより、防災・減災対策に加え交通安全対策としての無電柱化が促進され、国民の安全・安心で快適な交通空間が確保されることを目的とする。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年3月の東日本大震災において、約56,000本の電柱の倒壊、電線の破断により、発災直後の道路啓開作業が阻害され、被災地の緊急物資の輸送や緊急車両の通行に支障となった。 ・ 一方、全国には依然として約3,600万本の電柱が存置され、現在も毎年7万本ずつ増え続けており、災害発生時に電柱の倒壊による緊急車両等の通行障害の増大が危惧される。 ・ また、無電柱化の実施延長は、ピーク時には、年間440km程度整備されてきたが、平成21年以降は年間325km程度と整備スピードが鈍化している傾向にある。 ・ そのため、平成28年に「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、平成30年4月には、今後3年間で整備目標1,400kmとする無電柱化推進計画が策定され、一層の無電柱化を進める必要がある。 ・ 平成28年12月より道路法第37条に基づく新設電柱の占用制限を緊急輸送道路で実施しており、平成30年3月には道路法が改正され、交通安全上の課題がある生活道路等においても電柱の占用制限を行う規定が追加されたところである。 ・ このため、電線管理者の負担を軽減させることで、更なる無電柱化のための設備投資のインセンティブとして、本特例措置を拡充及び延長することが必要不可欠である。 		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>① 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定） 2 政策分野ごとの国土強靱化の推移新方針 （8）交通・物流 無電柱化等の対策を推進する</p> <p>② 首都直下型地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月31日閣議決定） 7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置 （2）膨大な人的・物的被害への対応 電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、無電柱化の取組を推進する</p> <p>③ 第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定） 第2章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要 第2節 重点目標と政策パッケージ 2. 重点目標2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを軽減する 切迫する巨大地震等の発生の可能性の高い地域や密集市街地において、面的な市街地整備や無電柱化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化を進める</p> <p>④ 無電柱化推進計画（平成30年4月6日国土交通大臣決定） 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 財政的措置 1) 税制措置 現在、電線管理者が緊急輸送道路において無電柱化を行う際に、新たに取得した電線等に係る固定資産税を減免する特例措置が講じられているが、国は本措置の効果を検証し、2019年度以降の措置のあり方について検討する。</p>
	政策の達成目標	市街地の幹線道路の無電柱化率 16%（平成26年度）⇒20%（平成32年度）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成31年4月1日～平成34年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	市街地の幹線道路の無電柱化率 16%（平成26年度）⇒20%（平成32年度）
	政策目標の達成状況	16.9%（平成29年度）
有効性	要望の措置の適用見込み	一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等（計330社程度／年）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度により得られる税負担軽減効果は年間約13億円（拡充分：約4億円）であり、事業者の負担軽減が更なる無電柱化のための設備投資のインセンティブとなることが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	道路整備事業費（平成31年度予算概算要求額：19,867億円（国費））の内数 防災・安全交付金（平成31年度予算概算要求額：13,431億円（国費））の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算は道路管理者が電線共同溝等の整備を行うものであり、当該税制優遇措置は上記予算事業に伴い発生する電線管理者の必要な投資に対する支援である。
	要望の措置の妥当性	無電柱化の推進を図るためには、上記予算により道路管理者が電線共同溝等の整備を行うとともに電線管理者が電線等を新たに取得する必要があるが、無電柱化は公共性が高い一方、電線管理者の負担が大きく新たに取得した電線等に係る固定資産税が多大なものとなることから、本特例措置による固定資産税の負担の軽減が必要であり、本特例措置は、政策の達成のための手段として妥当である。
	ページ	19 — 2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度実績 0百万円 ・平成29年度実績 2,122百万円(32事業者) ・平成30年度実績 4,722百万円(33事業者)
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を通じて、無電柱化により新たに取得した電線等に係る負担が軽減されることから、更なる無電柱化を進めるためのインセンティブとして有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○市街地等の幹線道路の無電柱化率 目標値：20%（平成32年度） 現況値：16.9%（平成29年度）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成28年度 創設</p>